

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 認定第 1号 平成22年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 2号 平成22年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 認定第 3号 平成22年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第81号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第82号 上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第83号 上天草市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第84号 上天草市こども未来館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第85号 上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第86号 上天草市スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第87号 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第88号 平成23年度上天草市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第89号 平成23年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第90号 平成23年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第91号 平成23年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第92号 平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第93号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第21 議案第94号 字の区域の変更について
- 日程第22 議案第95号 天草広域連合規約の一部変更について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(22名)

議長	堀江 隆臣				
1番	平田 晶子	2番	何川 雅彦	3番	田中 辰夫
4番	須崎 光枝	5番	宮下 昌子	6番	西本 輝幸
7番	高橋 健	8番	小西 涼司	9番	田中 豊八
10番	島田 光久	11番	川口 望	12番	田中 万里
13番	北垣 潮	14番	園田 一博	15番	窪田 進市
16番	津留 和子	17番	桑原 千知	18番	渡辺 勝也
19番	田中 勝毅	20番	蔭塚 安親	21番	新宅 靖司

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長	川端 祐樹	教育長	鬼塚 宗徳
病院事業管理者	樋口 定信	総務企画部長	杉田 省吾
市民生活部長	佐伯 秀昭	建設部長	尾上 徳廣
経済振興部長	坂中 孝臣	教育部長	松本 和任
健康福祉部長	橋本 秀雄	会計管理者	杉田 良一
上天草総合病院事務長	松本 精史	水道局長	楠本 金生
総務課長	村上 理一	財政課長	竹下 学

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	森内 孝生	局長補佐	山下 正
参事	小松野洋己		

---

開会 午前10時00分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。

平成23年12月の議会運営も、議員の皆様の御支援、御協力によりまして、無事迎えようとしておりますが、新しい24年、議会運営がさらに推進されますよう御協力をお願い申し上げますとともに、本年最後の議会を締めたいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成23年第8回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に1番、平田晶子君、2番、何川雅彦君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、去る11月16日及び22日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

平成23年第8回上天草市議会定例会に当たり、議会運営委員会を去る11月16日及び22日に開催し、会期日程などについて協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

まず、11月16日に協議しました結果を報告いたします。

この日は、主に第8回定例会の会期日程の素案について検討いたしました。開会を11月29日とし、閉会を12月20日で内定しましたが、詳細についての最終決定は、一般質問の通告人数や常任委員会の開催予定日が不確定なことから、次の委員会に持ち越しました。

次に、提出予定議案につきまして、執行部からこの時点で条例7件、補正予算5件、あらたに生じた土地の確認についてなどのその他の案件が4件、合計16件があり、事務局より提出議案名の報告を受けました。

次に、11月22日の委員会で協議した結果を御報告いたします。

会期につきましては、本日29日が開会、提案理由説明、明日30日から12月4日は議案研究のため休会し、5日が議案質疑及び委員会付託、翌日を休会とし、一般質問通告者が15名でありましたので、7日、8日、9日の3日間を一般質問とし、会議時間を延長し行うことで決定いたしました。なお、一般質問通告期限は明日の午後4時に締め切りまして、質疑の通告期限は

明後日12月1日の午後5時までとなっております。

次に、各常任委員会は、12日月曜日に総務常任委員会、13日火曜日に文教厚生常任委員会、14日水曜日に経済建設常任委員会を開催することに決定いたしました。

次に、15日から19日まで議会事務局の事務整理のため休会し、20日火曜日を最終日といたしまして委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

次に、最終的に提案されました16件の議案及び陳情等について、付託委員会を含め慎重に検討、審議しました結果、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。

なお、認定第1号から3号、議案第81号と諮問第3号の審議方法について検討しました結果、この3件の提出議案は特別委員会付託案件などでございますので、委員会への付託を省略し、本日の本会議で審議、採決することに決定いたしましたので、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、議会運営委員会として閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

**○議長（堀江 隆臣君）** ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり22日間と決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告

**○議長（堀江 隆臣君）** 日程第3、諸般の報告。

議事に入ります前に、御報告を申し上げます。

熊本県市議会議長会、全国過疎地域自立促進連盟総会及び離島振興市町村議会議長全国大会に出席いたしましたので、その概要について御報告いたします。

去る10月6日、八代市において開催された第247回熊本県市議会議長会では、開会あいさつの後議事に入り、正副議長全員の紹介、会務の報告を承認し、議案の審議が行われました。今回提出された案件は、八代市提出の自治体病院事業に対する財政支援の充実強化についてと、会長市提出の中九州地域の交通網の整備促進についての2件で、慎重審議の結果、いずれも地域振興に関する重要案件であるため議案のとおり可決されました。

なお、2つの案件につきましては、九州市議会議長会第3回理事会に、熊本県14市共同提出議案として提出することに決定いたしました。その後、議長会、局長会の日程及び研修会日程等の報告があり、次回24年4月開催の熊本県市議会議長会を本市で行うことを決定し、閉会いたしました。

次に、第42回全国過疎地域自立促進連盟定期総会は、11月14日東京都ニッショーホール

で開催され、会長あいさつ、総務大臣祝辞など開会行事の後議事に入り、平成24年度過疎対策関係政府予算、施策6件に関する決議・要望の実現のため、関係国会議員、関係省庁及び各地元国会議員に要請を行うよう決議し、閉会いたしました。

次に11月15日、同じく東京都のグランドアーク半蔵門で開催された、第30回離島振興市町村議会議長全国大会では、開会后、会長並びに来賓あいさつの後議事に入り、離島振興関係事業の促進強化を期するほか11件の要望事項が提案され、慎重審議の結果、承認されました。

なお、12件の要望事項については、関係省庁に実行運動として働きかけるようよう決議し、閉会いたしました。

次に、平成23年度8月から10月分までの例月出納検査結果報告書が監査委員より提出されましたので、議会事務局に保管しております。必要な方は御閲覧願います。

以上、報告申し上げます。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成23年第8回定例市議会の開催に当たり、本年9月以降の行政の主な取り組みについて、その概要を御報告いたします。少々長くなりますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、防災部門について報告します。

本市では、今般の東日本大震災を教訓として、津波による被害を想定した市地域防災計画の抜本的な見直しを行うため、本年8月4日に上天草市地域防災計画策定検討委員会を設置したところですが、本日午後に開催される第4回会合において、中間取りまとめが行われる予定でございます。これまでの検討事項は、本日の委員会を含めて、1. 津波被害を想定した避難予定所の見直し。2. 災害備蓄物資、資機材の物資、量の検証等。3. 津波予警報による避難勧告等の伝達体制と発令基準の策定。4. 大規模災害時の通信手段の確保策。5. 津波ハザードマップ策定のための基本的な考え方などの5点でございます。

これまでの検討状況を簡単に御報告いたしますと、避難予定所は新たに5カ所を追加すること。備蓄品目は防災計画に掲げる約4,000人分に供給できる一定の数量を市役所各庁舎に分散して備蓄すること。通信手段の確保策については、防災行政無線などの既存の通信手段の検証作業を行いながら、予備的な手段として、衛星携帯電話等の配備を検討することなどでございます。

本検討委員会における今後の地震、津波防災対策の具体的な考え方については、来年夏ごろをめどに最終取りまとめを行います。これに先立ち、これらの検討結果を12月に開催する防災会議に提案することを予定しています。

次に、農林水産部門について報告します。

去る11月6日と20日の2日間、マルシェ上天草を上天草物産館さんば一帯で実施いたしました。これは、今秋から運行開始されたJR九州の観光列車「A列車で行こう」によって、天草の観光が改めて注目を集めているこのタイミングに、マルシェ、市場方式により上天草の豊かな海の幸、山の幸を市内外に向けて広くPRするというイベントでございました。

11月6日はしお風ウォークラリー及び天草サンセット市場、そして、11月20日はさんば一帯の創業祭との共催により実施しましたが、上天草市で初めて車エビのつかみ取りを実施したこともあって、6日、20日ともに多くの親子連れなどでにぎわっております。また、新聞にも取り上げられるなど、一定のPR効果があったものと考えています。なお、6日はさんば一帯の併設の石窯を使用した、本市の食材をぜいたくに使ったピザづくりの体験イベントも同時開催し、市内外から29組、90人の参加があり、多くの方が満足したと回答を得ており好評だったと思います。

今後も地元の大規模イベントと共催するなど、本市の農林水産物をより効果的にPRできるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、観光部門について報告します。

観光特急「A列車で行こう」関連イベント事業の状況につきましては、10月10日から11日にかけて、関西以西の報道関係者、旅行業者及び旅行雑誌社を対象に本市の魅力的な観光ルート開発のため、観光モニターツアーを実施し、あわせて歓迎レセプションにおいて、本市の「A列車で行こう」運行に向けた関連イベントの発表や観光特産品等の情報発信を行ったところでございます。

また、11月6日には、国府弘子サンセットマリーナジャズコンサートを、11月26日には、市長と歩こう！白嶽トレッキングツアーを開催したところです。「A列車で行こう」の乗車状況につきましては、10月8日の運行開始から11月6日までの1カ月間の平均乗車率が約80%を超える乗車率となっており、順調な滑り出しとなっているものと考えています。

今後の主なイベントにつきましては、12月3日にミュージアム天文台において星空イベント、惑星と音楽の夕べを、12月10日から11日にかけては、大阪観光大学と連携し、若い人たちの視点から上天草市の観光の魅力を探る、観光魅力アップモニターツアーを実施予定であります。この「A列車で行こう」の運行効果を最大限活用できるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、建設部門の取り組みについて報告します。

御承知のとおり、天草地域には国道、県道を合わせますと34の路線がございます。しかしながら、国道、県道の整備は県内の他の地域に比べますと、まだまだ整備率は低いのが現状でございます。このような状況を早期に改善し、観光地天草としての流通経済の発展や、地域住民の安心、安全を目指すため、天草2市1町で天草地域国県道路整備促進期成会が組織され、随時要望活動を行っているところでございます。

去る10月27日には、各市町の議長を初めとする期成会役員の方や、期成会の顧問でありま

す天草地域選出の池田県議、山口県議、泉県議に御同行いただいた上で、熊本県野田道路都市局長及び井出熊本県議会議員副議長を訪問し、天草地域における国道、県道の実情を強く訴えてまいりました。

本市につきましては、大矢野町から龍ヶ岳町間における交通網の大動脈であります国道266号姫戸町の二間戸地区、龍ヶ岳町の高戸バイパス、さらには大道地区の望薩峠における早期の整備着手を重点に要望活動を行ってきたところでございます。

今後も、天草地域にとって産業の基盤であり、物流における流通経済の発展のためにも道路の早期整備に向け、関係機関への積極的な要望活動を行ってまいります。

また、本年9月から、市民の住環境の向上と市内経済の活性化を図る目的として、住宅の増築、改築、補修等のリフォーム及び廃屋の解体に係る対象経費の一部を助成する新たな事業である上天草市住宅リフォーム等支援事業を実施しております。

本年10月から補助金の申請を受け付けておりますが、市民の関心が非常に高く、11月25日現在で30件の申請があり、補助金額としては、482万6,000円となっております。

この事業の実施によって、本市に与える直接的な経済効果は8,222万3,000円にも上がり、あわせて水環境の面からも住宅リフォーム等事業とあわせて合併浄化槽設置が図られ、普及促進にも貢献しているところでございます。

次に、健康福祉部門について報告します。

昨年度から取り組んでまいりました、ねんりんピック2011熊本大会ダンススポーツ交流大会を、10月16日に、全国から多くの選手、役員の方をお迎えし、大矢野総合体育館で盛大に開催することができました。これも議員各位の皆様を初め多くの市民の皆様方やボランティアの方々の御協力、御支援によるものと思っております。大会当日は、一般観客及び関係者を含め、1,300人余りにおいでいただき大盛況でございました。上天草市内の宿泊施設、土産品店に限らず、観光業界全般にわたり相当な経済効果があったと思っております。

また、大会に合わせ全国からおいでいただいた選手、役員の方々を対象に、熊本県が実施したアンケート調査では、参加者感想について、また熊本に来たいという感想が83%あっております。ダンススポーツ交流大会に参加した選手の皆様からも、上天草市民のおもてなしに感激したとの声が多く聞かれ、市のPRにつながったものと考えております。

次に、教育部門について御報告いたします。

まず、10月28日に龍ヶ岳小学校改築工事の安全祈願祭を、旧高戸小学校の建設地で行いました。この校舎の竣工は平成24年11月を予定しており、平成25年1月からは児童が実際に校舎を使用できるよう進めているところであります。

また、11月11日及び16日に、阿村小学校と大矢野中学校において、それぞれ研究発表会が実施されました。これは市指定の学力向上研究指定校としての2年間の成果について、公開授業を通じて職員が発表するものですが、児童、生徒の学力向上に向けた各校の特色ある取り組みについて発表され、大変有意義なものであったと考えています。

最後に、水道事業部門について報告いたします。

築造52年を経過し、老朽化が顕著であり、建築が急がれておりました倉江配水池、浄水場の築造工事を9月13日に入札を行い、11月25日に関係各位の皆様の御協力により安全祈願祭を実施することができ、平成25年度には、供用開始の予定で進めています。

その他の排水管布設がえ工事等につきましては、既に発注も終え工事中のものや、既に竣工した状況であります。

以上で、長くなりましたが行政報告を終わらせていただきます。

---

日程第5 認定第1号 平成22年度上天草市歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第2号 平成22年度上天草市水道事業会計決算の認定について

日程第7 認定第3号 平成22年上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、第6回9月市議会定例会において、決算特別委員会に付託しておりました日程第5、認定第1号、平成22年度上天草市歳入歳出決算、日程第6、認定第2号、平成22年度上天草市水道事業会計決算及び日程第7、認定第3号、平成22年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算について、以上3件の決算認定を一括議題といたします。

決算特別委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員長。

○決算特別委員長（北垣 潮君） 決算特別委員会の報告をします。10月19日から21日までの3日間、決算特別委員会に付託されました、平成22年度上天草市歳入歳出決算、平成22年度上天草市水道事業決算及び平成22年度上天草市立上天草総合病院事業決算についての審査に当たるため当委員会を開催しましたので、その経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、認定第1号の一般会計及び特別会計決算では、冒頭に財政課長から、本市の自主財源比率は19.8%で、前年度比率より1.5%減であったが、依然として依存財源体質から脱却できていない状況である。今後も、歳入の適正な確保と拡充に努め、歳出では一層の経常経費等削減を進め、財政の安定化を図りたいと考えている。また、国、県の動向に注視し、各年度の事業ごとについて経済情勢、財政事情等を考慮した予算編成、予算執行を心がけていきたいとの総括がありました。

それでは、認定第1号、平成22年度上天草市一般会計歳入歳出決算の認定について、委員会での主な質疑内容や意見等の要点を部局ごとに報告させていただきます。

まず、議会事務局所管についてですが、事務局長から主要施策成果説明書及び歳入歳出決算書でも説明がなされ、審査の結果、異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、総務企画部所管についてですが、委員より、財政的数字はこれまでのリバイバルプラン等に沿って取り組みの成果があらわれており評価するところだが、財政力の強弱を示す財政力指



数は昨年に引き続きマイナスとなっている。今後、交付税等も減額されていく中で、図書館やテニスコート等の建設が控えており、今回の決算を受けて財政運営上可能なのか危惧するが、24年度以降の予算をどのように組まれるのか、監査委員からの指摘事項も踏まえて将来的な展望をお尋ねしたいとの質疑があり、執行部から、確かに財政力指数は以前から少しずつ落ちており、自主財源が乏しいというのが大きな要因ではないかと考える。普通交付税も合併後15年経過すると1本算定となり、平成31年頃の予算編成が大変厳しくなってくる状況である。そのような中で自主財源向上のための収納対策、あるいは地場産業の育成、企業誘致、住民所得の向上といった対策が必要不可欠であり、長期的に持続可能な上天草市を運営するためには、国、県等からの依存財源、様々な補助事業等を活用した事業展開も視野に入れながら運営に当たりたいとの答弁でありました。また、監査委員から、自主財源が伸びない1番の問題点は徴収率ではないかと考える。0.3から0.5に伸びているとはいえ、今の段階から1%以上上がらないことには将来的に危ういのではないかと。今後も箱物建設が控えているが、財政調整基金等を活用し、なるだけ一般財源を使わないような形をとるべきであるとの答弁でありました。

このほかにも、委員から多くの質疑や意見要望がありましたが、慎重審査の結果、総務部所管の決算については、異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、選挙管理委員会所管についてですが、選挙管理委員会書記から説明がなされ、委員から質疑や要望がありましたが、慎重審査の結果、異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、会計課所管についてですが、委員から特に質疑がなく、会計管理者から主要施策成果説明書による説明がなされ、異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、監査委員事務局所管についてですが、委員から特に質疑もなく、監査委員事務局長から主要施策成果説明書による説明がなされ、異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、市民生活部所管についてですが、まず、委員から、市民税、固定資産税、過年度分と繰越分の合算の不納欠損額が多額になっているが、内訳について伺いたいとの質疑があり、執行部から、不納欠損について、住民税は313万3,717円、固定資産税の合計が5,220万2,469円であるとの答弁でありました。

このほかにも、家庭ごみ処理事業や環境基本計画策定事業、レジ袋削減のマイバッグ推進運動等について質疑があり、慎重審査の結果、異議なく認定すべきものと決定しました。

同じく、市民生活部所管の斎場特別会計の決算について、委員から、施設への太陽光発電設置後、どのくらいの効果があらわれているのかとの質疑があり、執行部から、昨年9月設置後の1年間と設置前の1年間と比較した場合、それまでの1カ月平均の電気量3万4,000円程度に対し、売電による収入を差し引くと、1万1,800円程度に下がっており、年間27万円程度の削減が見込めることから一定の効果があらわれてきているとの答弁でありました。以上のような慎重審査を経まして、異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、農業委員会所管についてですが、委員から、現在、田畑の耕作放棄地はどのくらいあるのか、地目も農地のままになっていると思われるが、把握調査等は行っているのかとの質疑があ

り、執行部から、農地の総面積2,530ヘクタールに対し、耕作放棄地が1,320ヘクタールと約50%を超えている。本年度から農地制度円滑化事業という取り組みの中で、農業委員さんに農地パトロールというものを行ってもらい、農地として活用できるのかできないのかの判断後、地主さんと、農地の売買や貸借についての意向調査を実施する予定であり、耕作放棄地の解消に努めていきたいとの答弁でありました。

以上のような慎重審査の結果、異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、経済振興部所管についてですが、委員から、観光費の修繕費869万円について質疑があり、執行部から松島町合津地区の国道沿線及び、合津港一带にある街路灯照明器具の交換45灯分で、66万7,380円。スパ・タラソ天草のタラソゾーンの冷房や、換気用の送風ダクト修理に84万4,200円。同じく、プール用のろ過器3器の水漏れや、ろ剤入れかえ等修理に558万7,050円。温泉用ろ過器3器のろ剤交換及び修理に159万6,000円との説明がありました。

このほかにも、農林水産物加工品開発研究センター及びピザ窯の利用促進について、さんぱーるやスパ・タラソ天草も含めた天草四郎公園一帯のイメージアップについて、企業誘致から地場産業の支援等にシフトした効果的な予算の執行について、農業振興地域の全体的な見直しについてといったさまざまな意見、要望等があり、慎重審査の結果、異議なく認定すべきものと決定しました。

同じく、経済振興部所管のメモリアルホール特別会計の決算については、委員から、入館者数が伸びず赤字運営が続いているが、入館者をふやす対策や観光客が目を引くような施設自体の見直しも必要ではないかとの質疑があり、執行部から天草島原の乱について、いろいろな考えとテーマ性をもって建設してあることから、方向性を維持したままでのリニューアルというのは厳しい状況である。また、今後の新たな利活用についても運営委員会等で検討し、各旅行事業者等への情報発信や、地元旅行事業者の協力も得ながら入館者アップのために限られた予算の中で、積極的に展開してまいりたいとの答弁でありました。

以上のような、慎重審査の結果、異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、建設部所管についてですが、委員から、市民から上げられてくる道路整備等に関する要望については、すぐに対応できるもの、費用や時間を要するためすぐ対応できないもの等があるが、いずれにしても理由を明確にして、できるだけ迅速な回答をお願いしたい。また、近年のゲリラ豪雨等による災害や事故といった非常に危険性が高く生命に関わる箇所については、優先的な対応をお願いしたいといった要望のほか、市営住宅の改修やシロアリ対策、合併浄化槽の設置に関する意見等があり、慎重審査の結果、異議なく認定すべきものと決定しました。

同じく、建設部所管の公共下水道事業特別会計の決算については、慎重審査の結果、異議なく認定すべきものと決定しました。

同じく、建設部所管の物揚場造成事業特別会計の決算については、慎重審査の結果、異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、健康福祉部所管についてですが、委員から、生活保護扶助費について、年金暮らしの高

齢者の方たちと比較して、生活保護を受けている人の生活が豊かではないかといった苦情等を耳にするが、調査等はしっかりなされているのかといった質疑があり、執行部から、確かに一部の高齢者の方や低年金所得者の方には、生活が苦しく、生活保護費と比較しても低い年金等で生活しておられることは承知している。そのようなことから申請が上がった場合は、誤解等のないよう努めており、所得調査から金融機関等の調査といった生活調査を実施し決定している。また、稼働年齢層の方には、定期的に訪問し、就労指導等も行っているとの答弁でありました。

また、委員から、各所で行われているあっぷあっぷサロンについての利用状況等についての質疑があり、執行部から各地区の公民館で健康チェックや健康体操等が行われており、年々利用者もふえていることから、これから先も続けていくことを検討すべきだと考えているとの答弁でありました。

このほかにも、予防歯科の取り組み強化について、自殺対策強化事業の継続について、緊急通報システムの設置についてといった、さまざまな意見、要望等があり、慎重審査の結果、異議なく認定すべきものと決定しました。

同じく、健康福祉部所管の国民健康保険事業勘定特別会計決算、老人保健医療特別会計決算、診療所特別会計決算、介護保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算につきましても、慎重審査の結果、いずれも認定すべきものと決定しました。

次に、教育部所管についてですが、委員から、教育振興費の図書カードについて、市長の肝いりで図書カードが児童、生徒に配られたものと認識しているが、その成果と購入した図書等はその後どうなったのかとの質疑があり、執行部から図書カードを配付することによって、図書に親しむという意識づけを養う観点から、自分たちが読んでみたい図書を話し合いながら選び、自分たちの学級図書として揃えていく手段として一人2,000円分のカードを配付したものである。最初はクラスに図書が揃えられ、読み終わった後には、学校の図書館に移し、ほかのクラスの子どもたちが読めるという仕組みになっているとの答弁でありました。

また、委員から、教職員住宅管理事業について、施設の老朽化等により、実際のところ環境のよい建物ではなく利用率も60%程度となっている。そのような中、このまま予算を投入しながら教職員住宅として運営していくのか、あるいはやめるのか、判断の時期ではないかと考えるが、今後の計画等について伺いたいとの質疑があり、執行部から、教職員住宅として建築、新築していくということは、現在のところ計画しておらず、老朽化した建物については順次解体していきたいと考えている。ただ、利用できる場合には所管がえをして、市営住宅といった活用法も検討したいとの答弁でありました。

このほかにも、いじめ問題に対して相談しやすい環境づくりについて、不登校問題に対する取り組みについて、市史編さんに係る貴重な資料等の保存のあり方について、利用しやすい図書館のあり方についてといった、さまざまな意見、要望等があり、慎重審査の結果、異議なく認定すべきものと決定しました。

以上のような質疑を経まして、一般会計及び特別会計の認定第1号、平成22年度上天草市歳

入歳出決算の認定については、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成22年度上天草市水道事業会計歳入歳出決算について、委員から、現在においても、各町で水道料金が違うわけだが、以前の一般質問時に、倉江浄水場の建設後に検討したいとの答弁であったと思う。いつまでも引きずらずに、不公平感を解消するためにも早急に解決策を講じる必要があると思うが、今後どのような計画になっているのかとの質疑があり、執行部から、水道料金については、平成28年度までに統一するよう県から通達が来しているところである。当局としても、平成24年度末には倉江浄水場が完成し、安心、安全な飲料水を供給できるようになることから、水道運営審議会に諮り、シミュレーションに基づいた問題点、課題点を協議し、一刻も早い水道料金統一化を進めてまいりたいとの答弁でありました。これを受けて、委員から、基本料金等の違いもあるので、その辺も含めたところで協議いただき、利用者に不公平感が生じないようお願いしたいとの要望がありました。

また、委員から、有収率については、若干改善してはいるものの、74.36%である。残りの約26%についての原因は何が考えられるのかとの質疑があり、主な原因として、管及び施設老朽化による漏水が考えられ、予算の都合等もあるが、一刻も早く管の置きかえを行い対応したい。また、そのほかの原因としては、管洗浄用水、メーター不感水量、公衆便所及び消防用水等が考えられるとの答弁でありました。これを受け、委員から、漏水している分をお金に換算すると相当な金額になると思われることから、無駄に流している水がいかにもったいないかということ等を常に念頭に置いていただき、来年度の予算要求に反映させていただきたいとの要望がありました。

以上のような慎重審査の結果、認定第2号、平成22年度上天草市水道事業会計歳入歳出決算の認定については、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成22年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算については、委員から、健康管理センター業務について、前年度に比べ、健診、人間ドッグがマイナスになっているが、この要因と対策を伺いたいとの質疑があり、病院事務長から平成21年度の住民健診者数が1万8,404人、平成22年度が1万7,831人となっており、受診率は平均で約20%である。市のほうでも受診率向上についての周知徹底を行っていただきながら、受託健診機関である病院としても、接遇面等の見直しを行いながら、受診率向上に努めてまいりたい。

また、人間ドッグについては、平成21年度が79名、平成22年度が68名となっており、平成20年4月からの特定健診開始により、国保の人間ドッグが廃止となった影響で、近年70名前後の受診者となっている。今後も市職員への人間ドッグ受診の呼びかけを行いながら、市民に対しても院内掲示板等を通じて、周知徹底に努めてまいりたいとの答弁でありました。これを受け、委員から、市民の人間ドッグ受診者数が少ないのであれば、観光や食を組み合わせた特色のある人間ドッグとして、市内外を問わず広く募集をかけてはどうかとの意見がありました。

以上のような慎重審査の結果、認定第3号、平成22年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定については、起立採決の上、認定することに決定いたしました。

以上が、決算特別委員会で審議した内容であります。本委員会審査を通じて、委員各位から述

べられた指摘や意見、要望事項については、この度の決算審査の内容を十分踏まえ、今後の行政執行及び予算編成に当たって十分に反映していただくよう要望いたしまして、委員長報告を終わります。各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で決算特別委員長より報告が終わりました。

これより認定第1号、認定第2号及び認定第3号の質疑に入ります。

ただいまのところ、委員長報告に対する質疑はございませんが、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論なしと認め、討論を終了いたします。

それでは、認定第1号から認定第3号までの以上3件は、起立によって採決を行います。

まず、認定第1号、平成22年度上天草市歳入歳出決算を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって、平成22年度上天草市歳入歳出決算については認定とすることに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成22年度上天草市水道事業会計決算を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、平成22年度上天草市水道事業会計決算については認定とすることに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成22年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって、平成22年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算については認定とすることに決定いたしました。

---

日程第8 議案第81号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第8、議案第81号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例

等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（川端 祐樹君）** 議案第81号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を提案いたします。

議案の詳しい内容につきましては、総務企画部長から説明いたしますので、議員の皆様方におかれましては、御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 執行部より議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

**○総務企画部長（杉田 省吾君）** おはようございます。

議案第81号について御説明いたします。

今回の議案は、熊本県人事委員会が平成23年10月28日に行いました熊本県職員給与の改定に関する勧告に伴いまして、上天草市においても一般職の月例給等の改定を行うものです。

改正内容の詳細については、議案の説明資料の中に新旧対照表を添付しているところでございます。御参照いただきたいと思います。

主な改正点について御説明いたします。

まず、月例給の引き下げについて、一般職給料表、医療職給料表（2）、（3）について、50代を中心に40代以上の中高年齢層が受ける月例給を念頭に置いた平均0.28%の減額改定を行うものであります。

次に、給与構造改革に伴う経過措置額、俗に言う現給保障額の引き下げについて、月例給の改定が行われることを踏まえ、平成18年3月31日に受けていた給料月額に100分の99.21を乗じた額を現給保障額の算定基礎額とするものです。

3点目に、月例給の引き下げに該当する者及び現給保障額を受給する者に対して、民間との実質的な均衡を図るため、本年4月から11月までに支払われました給料及び6月に支払われました賞与に0.41%の調整率を乗じた額を、12月賞与において減額調整するものでございます。

提案の理由といたしましては、普通地方公共団体の給与を改正するときは、地方自治法第204条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、これが提案の理由でございます。御審議よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で、執行部から提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番、宮下君。

**○5番（宮下 昌子君）** 給料引き下げですけれども、たしか3年連続だったのではないかなと思います。頑張っておられる職員の皆さんに対しては、大変なことだと思いますが、今回の引き下げによる総額はどのぐらいの試算をされているのかということと、また、職員組合の方たちとの話し合いの経過などを教えていただければと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 給与引き下げ額の総額ということですが、今般の給与条例の改正は、先ほど言いましたとおり、県の人事委員会が10月28日に行った勧告に基づいて、市職員の月例給を平均0.28%減額改定するものであり、職員全体の月例給の引き下げ総額は、月額で24万円。年間で290万円でございます。期末勤勉手当を含めて総額としておおむね380万円程度というところで試算しているところでございます。

それから、組合との交渉の経過でございますが――。ちょっとお待ちください。10月18日に組合から、確定当初、要求書が提出されまして、その後、文書で11月9日に組合側へ回答書を提出したところでございます。その後、組合との事前協議を行いながら、11月16日に回答に係る件で組合と交渉し、妥結している状況でございます。給与月例給については妥結しているところですが、まだ、手当等において妥結していないところでございますので、申し添えます。以上です。

○議長（堀江 隆臣君） よろしいですか。

○5番（宮下 昌子君） はい。いいです。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 1点ほどちょっとお尋ねしたいんですけど、4町合併されて、4町間の職員の給与格差がこの表であったと思うんですよ。その辺はどれくらい解消されているのか教えてください。

それと、例えば、55歳ぐらいで給料がある程度とまるとか、仕組みがあると思うんですよ。その辺はどうなっていますか。例えば、4町の職員の給与格差の是正というんですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 私の知っている限りでは、合併当時、合併する前において各自治体、各旧町で調整というんですか、そのままされているかと思っております。その後、どういう形で給与の調整がされているかはちょっとわかりませんが、そういう感じです。私も、別に調整された経緯がありません。

それと、今は、55歳で昇給延伸になりまして、1年間で本当は4号上がるところが、2号というところで推移して、5号級でしたら給料表が5級の85で頭打ちでございますので、それ以上の昇給はないというところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） その昇給されなくなった場合に、4町間の職員の格差はないんですか。例えば、昇給がとまるでしょう。あと4町間の給与格差が若干あったと思うんですよ。例えば、退職前までですね。その間の是正はされているのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 私は正確な情報を持ちませんが、若い世代では昇格のときに

是正があっているということでございます。年配者については特段ないと思いますし、一般職の場合は5級の85で昇給がとまりますので。あと、課長とか部長になれば級がかわりますので、それは何と言いますか、通常一般職は5の85で終わりというところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 例えば、年齢で昇給がとまるでしょう。とまった人もこの減額というのが今回含まれているんですか。その1点を教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 給料表が全般的に40代、50代については、少ない人で400円ぐらい、多い人で部長級だったら1,900円ぐらいは減額ということになります。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論はございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、議案第81号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

---

再開 午前11時04分

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 9   | 議案第 8 2 号 | 上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について                        |
| 日程第 1 0 | 議案第 8 3 号 | 上天草市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 4 号 | 上天草市こども未来館の設置及び管理に関する条例の制定について                   |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 5 号 | 上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 日程第 1 3 | 議案第 8 6 号 | 上天草市スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例の制定について                |



- 日程第 1 4 議案第 8 7 号 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 8 8 号 平成 2 3 年度上天草市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 9 号 平成 2 3 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 9 0 号 平成 2 3 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 9 1 号 平成 2 3 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 9 議案第 9 2 号 平成 2 3 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 9 3 号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第 2 1 議案第 9 4 号 字の区域の変更について
- 日程第 2 2 議案第 9 5 号 天草広域連合規約の一部変更について

**○議長（堀江 隆臣君）** 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第 9、議案第 8 2 号から日程第 2 2、議案第 9 5 号まで、以上 1 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（川端 祐樹君）** 先ほど可決いただきました、上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例以外の議案につきまして御説明いたします。

まず、上天草市税条例等の一部を改正する条例など、条例議案 6 件。平成 2 3 年度上天草市一般会計補正予算など、予算議案 5 件。あらたに生じた土地の確認についての議案 1 件。字の区域の変更についての議案 1 件。天草広域連合規約の一部変更についての議案 1 件。人権擁護委員の候補者の推薦についての諮問議案 1 件の計 1 5 議案を提出いたします。

各議案の詳しい内容及び提案理由につきましては、所管部長から説明いたしますので、議員の皆様方におかれましては、御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で、市長からの提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案内容の説明を求めます。

まず、議案 8 2 号及び議案第 8 3 号を、市民生活部長。

**○市民生活部長（佐伯 秀昭君）** おはようございます。お疲れさまでございます。

議案書の 1 9 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 8 2 号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、単なる条文、条項の整備のための変更が多数行われています。そこで、別冊説明資料の新旧対照表、改正後、改正前に記載してあります、単なる条文、条項の整備、変更及び削除については、説明を省略させていただきたいと思

ますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） それでは、主な改正点を申し上げます。

19ページの第26条につきましては、市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料について3万円を10万円に改めるものです。

34条の7については、寄附金税額控除について定めたもので、寄附金の上限額が5,000円から2,000円に引き下げられました。また、本市においては、自治体、日本赤十字病院、共同募金以外の寄附金を定めておりませんでした。今回、他の法人に対する寄附金控除を各項において定めております。

第1項においては、財務大臣が指定した公益法人の寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人、または団体に対する寄附金。第2項は、独立行政法人に対する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金。第3項は、地方独立行政法人に対する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金。第4項は、公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金。第5項は、学校法人に対する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金。第6項は、社会福祉法人に対する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金。第7項は、更正保護法人に対する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金。第8項は、特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金。第9項は、認定特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金でございます。

21ページの第36条の4、第53条の10、第65条、第75条、第88条、第100条の2、第105条の2及び22ページの第139条の2につきましては、市民税、固定資産税など各税目に係る不申告に関する過料を3万円から10万円に改めるものでございます。

附則第7条の4につきましては、寄附金税額控除における特例控除額の特例について、法附則第5条の5第2項により計算した金額とすると定めたものです。

また、附則第8条は、肉用牛の売却による特例控除額の特例に関する規定を整備しているもので、特例期間を平成24年から平成27年度へ延長し、免税対象飼育牛が2,000頭から1,500頭に改正されたものです。

23ページから24ページにつきましては、関係条文、条項の整備、変更及び削除でございますので、説明は省略させていただきます。

25ページの第2条については、個人の市民税に関する経過措置について、関係規定を整備するものでございます。

26ページの第3条については、附則第1条第4号中、平成25年1月1日を平成27年1月1日に改め、附則第2条第6項中、平成25年度を平成26年度に改めるものでございます。

提案理由といたしましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対して、税制の整備を図る

ため、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備する必要が生じたためでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案集の29ページをごらんいただきたいと思います。議案第83号、上天草市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、総合保養地域整備法及び租税特別措置法の一部改正に伴うものであり、総合保養地域整備法は、良好な自然条件を有する土地を含む相当規模の地域であるなどの要件を備える地域について、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教育文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するため、総合的な機能の整備を民間事業者能力の活用重点を置きつつ促進する措置を講ずることにより、ゆとりのある国民生活のための利便の増進並びに当該地域及びその周辺の地域の振興を図り、もって国民の福祉の向上、並びに国土及び国民経済の均衡ある発展に寄与することを目的とした法律であります。

上天草市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例は、その総合保養整備法第7条第1項に規定する承認基本構想において定められた重点整備地区内における不均一課税について必要な事項を定めたものであり、第2条中、第5条第6項を第5条第7項に、第11条の3第1項もしくは、第44条の5第1項を、第11条の2第1項もしくは第44条の4第1項に改めるものでございます。

提案理由といたしましては、総合保養地域整備法及び租税特別措置法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたためでございます。これがこの議案を提出する理由でございますので、よろしく願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第84号を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（橋本 秀雄君）** 議案書の30ページをお開きください。

議案第84号、上天草市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

今回の議案は、平成24年4月1日より子育て支援と障がい児の支援を柱とした施設、上天草市子ども未来館として新たな事業を進めるために条例を制定するものです。

まず、条例第1条では、この条例の趣旨について。第2条では、設置の目的を定めております。第3条では、名称及び位置について。名称は上天草市子ども未来館とし、位置は本年度末をもって廃止となります合津保育園跡地の上天草市松島町合津1848番地2に置くものとします。次の第4条では、実施する6項目の事業について定めております。主な事業としては、子育てに関する相談及び助言や情報の収集、提供。また、交流事業に関すること。さらに療育支援や障がい児用おもちゃの貸し出しなど、子育て支援活動に関することを実施していく項目を定めています。以下、第5条から第11条までは、休館日や開館時間、また、利用者の規定等について定めています。附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するものです。

提案理由としまして、地方自治法第244条の2第1項の規定により、上天草市子ども未来館

の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため条例を制定する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第85号から議案第87号までを教育部長。

○教育部長（松本 和任君） それでは、議案第85号、上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案の33ページ、説明資料の24ページをごらんください。

この条例の一部改正の内容としましては、第2条の資格について、大学院を追加し、これに伴い第3条の奨学金の額についても大学院を追記するものでございます。奨学金の貸与資格を拡充するため、関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

次に、議案第86号、上天草市スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案説明資料の25ページをお願いします。

本議案では、スポーツ振興法がスポーツ基本法として全部改正されたことに伴い4つの関係条例を改正するものです。

まず、上天草市スポーツ振興審議会条例については、条例の名称を上天草市スポーツ推進審議会条例に改めます。次に、第1条の設置については、基本法をスポーツ振興法からスポーツ基本法に改め、審議会の名称、上天草市スポーツ振興審議会から上天草市スポーツ推進審議会に改めるものです。次に、審議会の所掌事務についての第5条では、根拠法の該当条項を改正するとともに、条文についてもスポーツの振興に関する事項をスポーツの推進に関する重要事項へと改めております。

次に、議案説明資料26ページをお願いします。上天草市立学校施設の使用に関する条例については、第1条の目的について、根拠法をスポーツ振興法からスポーツ基本法に改め、条文の中のスポーツの振興に寄与するを、スポーツの推進に寄与するに改めるものです。

次に、同じく説明資料27ページをお願いします。上天草市附属機関設置条例については、別表2の市の条例により設置されている附属機関の、上天草市スポーツ振興審議会を上天草市スポーツ推進審議会と名称を改め、基本となる条例の名称も、上天草市スポーツ振興審議会条例から上天草市スポーツ推進審議会条例に改めるものです。

次に、説明資料の28ページをお願いします。上天草市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例については、別表第1の体育指導員をスポーツ推進委員に、スポーツ振興審議会をスポーツ推進審議会に改めるものです。

以上、4つの条例の一部改正については、スポーツ振興法の全部改正に伴い関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

続いて、議案第87号、上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案の36ページ、議案説明資料の29ページをごらんください。

この条例の一部改正の内容としましては、第2条の体育施設の名称及び位置について、及び第5条の体育施設の開館時間、使用の期間等、また、第6条の体育施設の使用料にかかる別表の地

区体育館の施設名について、樋合体育館の次に牟田体育館を追加するものです。

上天草市立牟田小学校の閉校に伴い、学校施設として使用していた体育館を体育施設として使用するため、関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

審議のほう、よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第88号を総務企画部長。

**○総務企画部長（杉田 省吾君）** では、議案第88号、平成23年度上天草市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があるため提出するものでございます。

別冊補正予算書（第6号）1ページをお願いいたします。前もって説明資料は配付されているかと思しますので、読み上げて説明いたします。

議案第88号、平成23年度上天草市一般会計補正予算（第6号）は、主に豪雨災害に伴う災害復旧事業費、職員人件費等の調整額、国庫支出金及び県支出金の確定による事業費等の補正予算の計上でございます。

歳入歳出それぞれ2億2,685万7,000円を追加し、予算総額は169億828万4,000円と定めるものでございます。

第2表の債務負担行為の補正は、上天草市議会会議録作成業務委託料ほか1件、広報上天草印刷業務、上小学校スクールバス運行委託ほか3件で、総額の1億2,429万円の補正です。

第3表、地方債の補正につきましては、災害復旧事業債、過疎対策事業債、合併特例債及び自然災害防止事業債で総額の2,580万円の補正です。

歳入について御説明いたします。

41款10項10目地方特例交付金の461万8,000円は、地方税等減収補てん特例交付金ほか2件の交付決定額の増減による減額です。

45款10項10目地方交付税の7,830万円は、地方交付税の確定による増額の計上です。

65款国庫支出金10項国庫負担金10目民生費国庫負担金の3,415万7,000円は、自立支援医療給付負担金、保育所運営費国庫負担金、生活保護費国庫負担金ほか3件の増減による減額です。20目災害復旧費国庫負担金の4,534万7,000円は、蔵々千束線災害復旧事業ほか2件による増額の計上です。

15項国庫補助金10目総務費国庫補助金の9,220万円は、辺地共聴施設整備事業補助金による増額の計上です。15目民生費国庫補助金の405万2,000円は、障害者地域生活支援事業費の補助金、子ども手当事務費補助金ほか1件の増減による増額の計上です。

20項委託金15目民生費委託金の55万6,000円は、子ども手当事務取扱交付金による増額の計上です。

70款県支出金10項県負担金10目民生費県負担金の1,209万9,000円は、自立支援医療給付負担金、保育所運営費県負担金、生活保護費県負担金ほか2件の増減による増額の計上です。

15項県補助金15目民生費県補助金の2,237万8,000円は、介護基盤緊急整備事業補助金、災害時要援護者等地域支え合い体制づくり事業補助金、ひとり親家庭等医療費助成補助金ほか5件の増減による増額の計上です。

25目農林水産業費県補助金の37万5,000円は、中山間ふるさと水と土保全対策事業補助金、松くい虫防除等補助金のほか2件の増減による減額です。

30目商工費県補助金の259万8,000円は、ふるさと雇用再生特例事業補助金の増額の計上です。

20項委託金10目総務費委託金の1,014万9,000円は、県議会議員選挙費委託金の減額です。

15目民生費委託金の6万9,000円は、国民生活基礎調査委託金ほか2件の増減による増額の計上です。

75款財産収入10項財産運用収入15目利子及び配当金の3万2,000円は、学校施設整備基金利子の減額です。

95款諸収入30項受託事業収入10目農林水産業費受託事業収入の10万4,000円は、農業者年金事務委託収入の増額の計上です。

35項雑入15目雑入の731万5,000円は、辺地共聴施設整備事業補助金、後期高齢者医療療養給付費返還金、保育職員給食費、県営荒木浜地区土地改良事業換地精算金ほか3件の増減による減額です。

99款市債10項市債50目災害復旧事業費の2,250万円は、市道蔵々千束線災害復旧事業ほか2件の増額の計上です。55目過疎対策事業債は、予算の組みかえです。75目合併特例債の110万円は、道路新設改良県工事負担金の増額の計上です。80目自然災害防止事業債の220万円は、急傾斜事業県工事負担金の増額の計上です。

以上が、歳入についての説明でした。

続きまして、歳出について御説明いたします。

今回、職員の給与、職員手当等及び共済費の補正を計上しております。各款項目ごとに給与、職員手当等及び共済費の増減額の補正をお願いしております。以下、各款項目節におきまして、職員の給与費を除いた額で御説明いたしております。あらかじめ御了承いただきたいと思います。

10款議会費10項議会費10目議会費の36万円は、賃金、社会保険料及び自動車等借上げの増額の計上です。

15款総務費10項総務管理費30目財産管理費の50万円は、法定外公共物譲与変更申請委託料及び機械等使用料の増減による減額です。35目管理費の29万9,000円は、報酬及び費用弁償の減額です。45目企画費の166万4,000円は、乗り合いタクシー運行費補助金及び上天草高校バス定期券購入補助金の増額の計上です。70目電子計算費は、予算の組みかえです。

25項選挙費40目県議会議員選挙費の985万円は、県議会議員選挙事務費の精算確定による減額です。

50目市議会議員選挙費の43万8,000円は、市議会議員選挙事務費の精算確定による減額です。75目市長選挙費の197万2,000円は、市長選挙事務費の精算確定による減額です。

20款民生費10項社会福祉費10目社会福祉総務費の1,895万7,000円は、報酬、費用弁償、消耗品費、郵便料、災害時要援護者地域支え合いづくり事業備品購入費及び介護保険特別会計繰出金の増額の計上です。15目社会福祉施設費は、予算の組みかえです。20目障害者福祉費の1,106万8,000円は、知的障害者スポーツ大会補助金、地域移行支度経費支援事業給付金ほか5件の増減による増額の計上です。25目老人福祉費の750万円は、運搬費、自動車等借り上げ及び介護緊急基盤整備事業補助金の増減による増額の計上です。

15項児童福祉費15目児童措置費の4,063万2,000円は、臨時雇い賃金、消耗費等看板取りつけ手数料など、地域支え合い体制づくり事業工事設計監理委託料、工事費及び備品購入費、認可保育園交付金の増減による増額の計上です。20目児童手当費の150万1,000円は、子ども手当システム法改正対応の委託料の増額の計上です。25目母子父子福祉費の507万3,000円は、母子生活支援施設等措置費、児童扶養手当等の増減による増額の計上です。40目子ども医療費の418万9,000円は、子ども医療助成金の増額の計上です。

20項生活保護費10目生活保護総務費の247万1,000円は、生活保護電子レセプトシステム保守委託料、住宅手当緊急特例措置事業ほか1件の増減による減額です。15目扶助費の7,371万3,000円は、生活保護扶助費の減額です。

25款衛生費10項保健衛生費10目保健衛生総務費の24万円は、乳幼児健診会場使用料の減額です。20目予防費の8万2,000円は予防接種研修会講師謝礼及び船等借り上げ料の増減による減額です。

35款農林水産業費10項農業費10目農業委員会費の10万4,000円は、報償費、消耗品費等郵便料ほか2件の増減による増額の計上です。20目農業振興費の180万8,000円は、防虫防除作業手数料等、警備委託料及び環境保全型農業直接支援事業補助金の増減による減額です。30目農地費の6,744万6,000円は、大矢野北部地区広域農道県工事負担金、荒木浜地区換地精算金ほか4件の増減による増額の計上です。40目施設管理費の26万3,000円は、修繕費の増額の計上です。50目地籍調査費は予算の組みかえです。

15項林業費15目林業振興費は財源の組みかえです。

20項水産業費15目水産振興費の31万4,000円は、自動車等借り上げ料など水産振興対策事業補助金の減額です。20目漁港管理費の34万4,000円は、修繕費、浄化槽清掃手数料及び原材料費の増額の計上です。25目漁港建設費は予算の組みかえです。

40款商工費10項商工費15目商工振興費の438万6,000円は、ふるさとハローワーク設置工事設計監理委託料、工事費及び備品購入費、上天草市商工会設立委員会補助金ほか2件の増額の計上です。20目観光費の259万8,000円は、新たな観光事業開発及び観光情報提供サービス事業委託料の増額の計上です。

45款土木費15項道路橋りょう費10目道路維持費は予算の組みかえです。15目道路新設改良費の118万2,000円は、野米新地越線の予算の組みかえ及び県道満越城本線、有明倉岳線改築事業の県工事負担金の増額の計上です。

20項河川費10目河川管理費の343万3,000円は、西辺川補修工事、新開海岸保全事業県負担工事ほか1件の増額の計上です。

25項港湾費10目港湾管理費の100万円は、大道港区施設補修工事の減額です。

50款消防費10項消防費15目非常備消防費の117万6,000円は、消防団支給ヘルメットの増額の計上です。30目防災管理費は財源の組みかえです。

55款教育費10項教育総務費15目事務局費の684万9,000円は、上小学校児童用通路設置工事、体育館トイレ補修工事、特別支援教室補修工事及び駐車場整備工事などほか4件の増額の計上です。30目教育住宅管理費の124万8,000円は、修繕費及び共同アンテナ維持管理負担金の増額の計上です。

15項小学校費10目学校管理費の493万8,000円は、普通旅費、修繕費等、学校環境整備基本調査委託料ほか4件の増額の計上です。

20項中学校費10目学校管理費の22万5,000円は、消耗品等、龍ヶ岳中学校障害児対策その他工事管理委託料、維和中学校特別支援学級改修工事、中学校用器具費ほか2件の増減による減額です。15目教育振興費の3万6,000円は、遠距離通学者補助金の増額の計上です。

25項社会教育費10目社会教育総務費の14万1,000円は、社会保険料及びイーフレンズ謝礼の増減による減額です。15目公民館費の9万4,000円は、修繕費、手数料及び会議出席負担金の増減による増額の計上です。20目図書館費の7万円は、社会保険料、謝礼、修繕費及び森記念図書館ADSL回線料の増減による増額の計上です。

30項保健体育費20目学校給食費の15万7,000円は、燃料費及び害虫駆除委託料の増額の計上です。

60款災害復旧費10項農林水産施設災害復旧費10目単独災害復旧費の194万5,000円は、農地等災害復旧工事の増額の計上です。

15項公共土木施設災害復旧費10目道路災害復旧費の7,180万円は、蔵々千束線災害に伴う設計委託料、用地算定料、工事費及び用地購入費、下貫産床線災害復旧工事、市道松葉普及所線単独災害復旧工事ほか3件の増額による計上です。

15目河川災害復旧費の58万円は、鮎返り川単独災害復旧工事の増額の計上です。

70款諸出金20項基金費110目上天草市学校教育施設整備基金費の1,000円は、学校教育施設整備基金積立金利子の計上です。

75款予備費10項予備費10目予備費の2,113万3,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第89号及び議案第90号を健康福祉部長。



○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 補正予算書 46 ページをお願いいたします。

議案第 89 号、平成 23 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第 2 号について説明いたします。

第 1 条にありますとおり、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるものです。詳細につきましては、50 ページの事項別明細書で説明をいたします。

歳出といたしまして、50 款諸支出金 617 万 4,000 円を増額するものです。これは平成 22 年度の特健康診査及び保健指導国庫負担金及び県負担金の確定に伴い返還金が生じたため、今回補正するものです。

55 款予備費 617 万 4,000 円の減額は、諸支出費の組みかえによるものです。

以上が、国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第 2 号の概要でございます。

提案理由としまして、予算を定めるには、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

続きまして、51 ページをお願いいたします。

議案第 90 号、平成 23 年度上天草市介護保険特別会計補正予算第 2 号について説明いたします。第 1 条に歳入歳出それぞれ 491 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 32 億 584 万円とするものです。詳細につきましては、56 ページからの事項別明細書で御説明をいたします。

まず、歳入の主なものとしましては、10 款保険料 10 目第 1 号被保険者保険料の 25 万円の減は、現年度分特別徴収保険料の減額によるものです。

20 款国庫支出金 10 項国庫負担金の 5 万 9,000 円の増及び 15 項国庫補助金 9,000 円の増は、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業費補助金の増額と現年度地域支援事業の減額によるものです。

25 款支払基金交付金 5 万 4,000 円の増は、介護給付費の増額によるものです。

30 款県支出金 10 項県負担金 43 万 4,000 円の増及び 20 項県補助金 27 万 6,000 円の減は、介護給付費の過年度分精算による交付金の増額と現年度地域支援事業の減額によるものです。

次のページの 45 款繰入金 488 万円の増は、事務費として介護保険システム改修に伴う一般会計からの繰入金です。

次に、歳出の 59 ページは、10 款総務費 10 項総務管理費の 507 万 6,000 円の増及び 20 項介護認定審査会費 56 万 7,000 円の増は、介護保険システム改修委託料と介護認定申請者の増加に伴う、医師意見書作成料が主なものでございます。

次のページの 35 款諸支出金 56 万 3,000 円の増は、過年度事業の実績に基づく精算金として国費県費の公費負担分の返還金です。

45 款地域支援事業 15 項包括的支援事業・任意事業費 138 万 4,000 円の減は、介護予防事業に伴う扶助費の本年度見込み額による減額をしております。

以上が、介護保険特別会計補正予算第 2 号の概要でございます。提案理由は先ほどと同様でござ

ざいます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第91号を建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） おはようございます。

議案書の41ページをお願いいたします。

議案第91号、平成23年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

補正予算書の62ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,868万円と定めるものでございます。

66ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正につきましては、30款市債の60万円減額につきましては、10目公共下水道事業債を30万円減額、20目過疎対策事業債を30万円減額し、3,560万円にいたしております。

歳出につきましては、10款公共下水道費10目下水道建設費12節役務費は分筆登記手数料として11万3,000円、13節委託料は、長寿命化計画策定委託料として150万円、地籍測量委託料として、11万3,000円減額。15節工事請負費は、管渠築造工事を150万円減額して計上しております。

10款公共下水道費10目下水道総務管理費9節旅費は、普通旅費として7万8,000円。27節公課費は消費税として99万8,000円を計上しております。

67ページをお願いいたします。

25款予備費10目予備費を167万6,000円減額計上しております。

以上が、歳入歳出の内容でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございますので、提案をしているところでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第92号を病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 議案第92号について御説明いたします。

議案書の42ページをお願いいたします。

平成23年度、上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成23年度上天草市立上天草総合病院予算の第4条、本文括弧書きを次のように改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

括弧書きのところでございますが、資本的収入額及び資本的支出額に対し不足する額1億1,138

万8,000円は、当年度分消費税、資本的収支調整額94万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,044万7,000円で補てんするものでございます。

第1款、資本的収入第2項補助金を県の補助金内示によりまして6,096万円増額し、1億374万7,000円となりまして、資本的収入合計額が3億9,331万3,000円の補正でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出第1項建設改良費5,880万円増額いたしまして、2億7,210万6,000円で、資本的支出合計が5億470万1,000円となります補正予算でございます。

附属書類の実施計画資金計画及び参考資料の貸借対照表、予算説明書を掲載しておりますので、後ほど、ごらんいただきますようお願いいたします。

議案書に戻りまして、提案理由でございますが、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第93号及び議案第94号を建設部長。

**○建設部長（尾上 徳廣君）** 議案書43ページ及び説明書資料の31ページから32ページをお開きください。

議案第93号、あらたに生じた土地の確認について説明させていただきます。

上天草市の区域内に公有水面の埋め立てにより、港湾区域と一般公共海岸に、新たに次に掲げる土地を生じたため、確認するものでございます。

港湾区域が、上天草市姫戸町姫浦字日守3391の1、3388の2、3390の1、3390の2及び3384に隣接する道路地先公有水面埋め立て681.44平方メートルでございます。

一般公共海岸が、上天草市姫戸町姫浦字日守3384、3383、3380、3379の2、3379の1、字石崎3359の3、3359の1、3362、3357の1、3357の2及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面埋立地2383.61平方メートルでございます。

内容としましては、熊本県が施行した国道266号線道路改築事業の完了に伴うものでございます。

提案理由としましては、上天草市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提案する理由でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案書の44ページをお開きください。

議案第94号、字の区域の変更について説明させていただきます。

公有水面の埋め立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、上天草市の字の区域を次のとおり変更するものでございます。

あらたに生じた土地、上天草市姫戸町姫浦字日守3391の1、3388の2、3390の1、

3390の2及び3384に隣接する道路地先公有水面埋め立て681.44平方メートルでございます。

上天草市姫戸町姫浦字日守3384、3383、3380、3379の2、3379の1、宇石崎3359の3、3359の1、3362、3357の1、3357の2及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面埋立地2,383.61平方メートルでございます。

編入する字は、上天草市姫戸町姫浦字日守です。

提案理由としましては、上天草市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第95号を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（橋本 秀雄君）** 議案書の45ページをごらんください。

議案第95号、天草広域連合規約の一部変更についてです。説明につきましては、別紙に議案説明資料がありますので、33ページをごらんいただきたいと思います。

天草広域連合規約の新旧対照表の右側の改正前の表をごらんいただきたいと思います。この表は介護保険法に基づく介護認定審査会に関する経費でございます。民生費の区分欄に介護認定審査会の設置運営に関する事務に要する経費と、介護認定審査会の認定システムの開発及び管理運営に要する経費に分けて負担割合を定めてありますが、今回、変更いたしますのは、この介護認定審査会の認定システムの開発及び管理運営に要する経費の負担割合の均等割100分の100を、左の表にありますように、負担割合の審査件数割を入れて、均等割100分の20と審査件数割100分の80にし、そのことにより、民生費区分も2文を1文に変更するものです。

変更します理由は、これまで、介護認定審査システムに係る費用につきましては、2市1町で3等分する均等割だけで負担割合を定めていましたが、今回、審査件数を考慮したシステムの利用度割合を取り入れる見直しを行い、負担率を認定審査会の事務に要する経費と同じにすることにいたしました。変更によって本市の負担額は若干減額となります。

提案理由としまして、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で、議案内容の説明を終了いたします。

---

日程第23 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

**○議長（堀江 隆臣君）** 日程第23号、諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 諮問第3号でございます。

議案書46ページをお願いしたいと思います。

次の者を、人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の皆様の御意見を求めるものでございます。

まず、一人目が愛甲郁子さん、昭和24年5月22日生まれ、上天草市大矢野町上5860番地15です。

続いて、瀬川重子、生年月日、昭和22年12月18日、上天草市松島町教良木3432番地。

最後ですが、中山豊茂、昭和24年8月14日生まれ、上天草市松島町阿村1216番地2でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を聞く必要がございます。

上記2名については、現在も人権擁護委員として活躍されております。

愛甲郁子さんについては、平成11年10月から人権擁護委員として地域の相談役として活躍されておられ、広く地域社会の実情に通じ、人格識見も高く適任者と思われま。

瀬川重子さんについては、平成21年4月から人権擁護委員として愛甲さん同様活躍されております。

最後の中山豊茂さんは、平成22年3月まで、学校関係、教員として活躍され、最後は上天草市立中北小学校で校長を経験されました。教員としまして、期間中、人権教育にたけていらっしゃいますし、また、広く地域社会の実情に通じ、人格識見も高く、適任者と思われま。

以上3名について、推薦いたしますので、皆様方の御承認を賜りたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、諮問第3号を採決いたします。

本件は、市長提案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は市長提案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

あす30日から12月4日まで議案研究のため休会し、次の本会議は5日月曜日午前10時から質疑、委員会付託となっております。質疑の希望者は12月1日午後5時までに通告書を御提出くださるようお願いいたします。なお、一般質問をされる方は、あす午後4時まで通告書を御提出ください。

最後に、きのうの湯島会場をもって無事議会報告会を終了いたしました。参加いただきました議員全員各位に感謝申し上げます。いただきました御意見につきましては、今、事務局のほうで取りまとめておりますので、期を改めまして皆さんに御報告し、今後の議会活動にフィードバックをしてみたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

以上で、本日は散会いたします。

散会 午後 0時05分